

# 平成30年度「北海道インフラツアー」催行応募要領

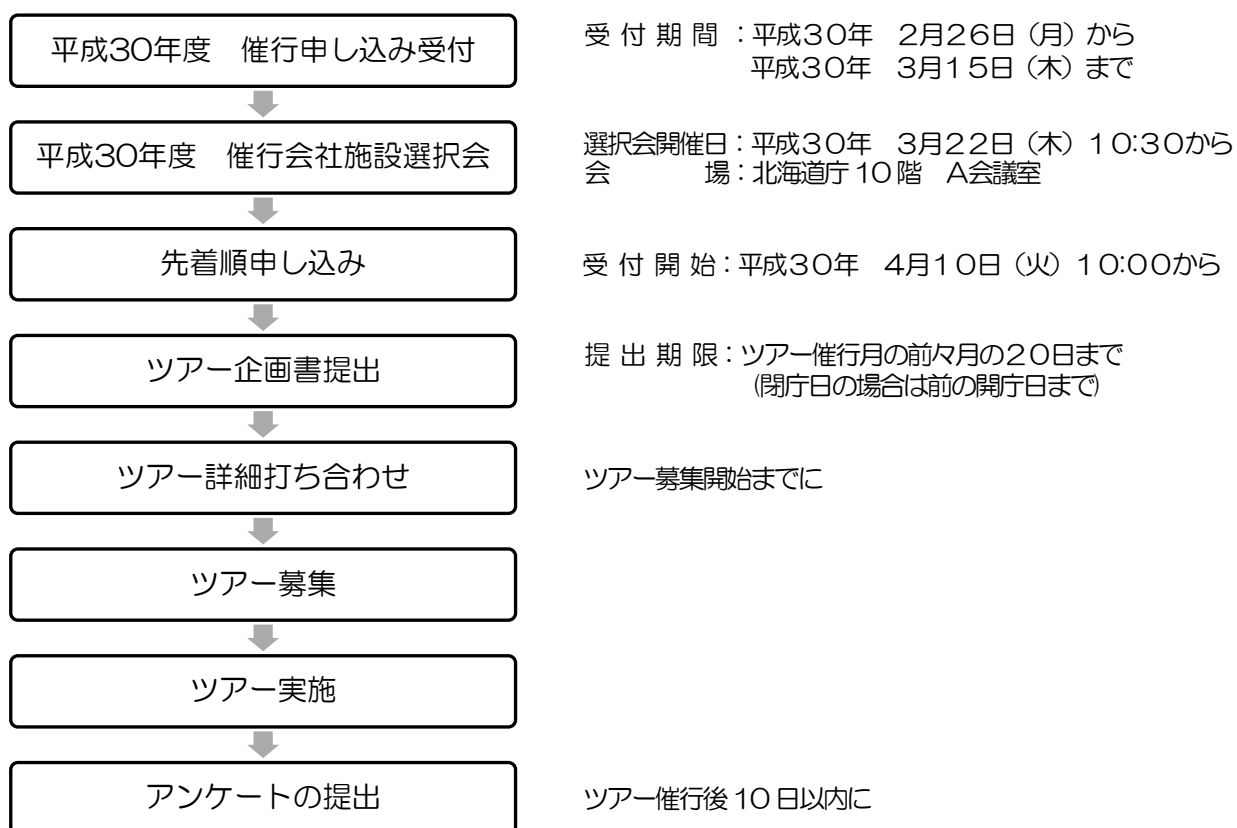


北海道建設部では、生活や産業活動などの基盤となる各公共施設の役割や必要性について、より多くの道民の皆様などに理解していただけるよう、公共施設の見学を組み込んだツアーを企画・催行していただける旅行会社等を募集します。

つきましては「北海道インフラツアー」の実施を希望される場合は、本要領によりお申し込み下さい。

## 1 応募から催行までの進め方

### << 北海道インフラツアーフロー >>



※企画辞退があった施設については、先着順で申し込みを受け付けます。その際には、その事実がわかった時点で、北海道のホームページへ掲載します。

## 2 対象施設

平成30年度「北海道インフラツアー」の対象施設とその受入時期等については、別紙-1「対象施設一覧表」のとおりです。なお、各施設の詳細は、北海道のホームページでご覧いただくことができます。

## ●北海道ホームページURL

→ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kks/infra/tour.htm>

なお、ツアーの検討にあたり、応募お申し込み前に施設の確認が必要な場合は、総合窓口までご相談下さい。

### 3 応募要件

平成30年度「北海道インフラツアー」の催行にご応募いただくには、以下の要件を満たすことが必要です。

(1) 次の要件を全て満たしていること。

- ① 第1種～第3種及び地域限定旅行業のいずれかの資格を有しているか、又は一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていること。
- ② 過去3年以内に社団法人全国旅行業協会（ANTA）又は一般社団法人日本旅行業協会（JATA）から退会勧告決議や除名処分の公示が出されていないこと。
- ③ 過去3年以内に行政庁から旅行業法に基づく行政処分（業務改善命令、業務停止命令、登録の取消等）を受けていないこと。
- ④ 過去1年以内に主催旅行の催行実績が1件以上あること。
- ⑤ 北海道建設部で定めた条件について同意していただけること。

(2) 次のいずれにも該当しないこと。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある。
- ② 役員（非常勤を含む。）及び経営又は運営に事実上参加している者が暴力団の構成員等である。

### 4 催行申込について

平成30年度「北海道インフラツアー」の応募に当たっては、事前申込みが必要となります。以下のとおり必要書類の提出をお願いします。

(1) 提出書類

- ①様式-1【平成30年度「北海道インフラツアー」催行申込書・同意書】
- ②様式-2【催行希望施設等申込書】

※ 様式-1及び2は、北海道のホームページからもダウンロードが可能です。また、ダウンロードができない場合は、総合窓口までご連絡ください。

## ●北海道ホームページURL

→ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kks/infra/tour.htm>

③添付資料

- ・会社概要
- ・過去1年以内の主催旅行の実績を示す書類（ツアーパンフレット等）

(2) 提出方法等

(1)に掲げる提出書類を持参又は郵送により総合窓口まで提出してください。

※ 平成30年 3月15日（木）必着

なお、提出に当たっては、以下の点に注意してください。

- ①ファクスやメールでの受付はしていません。必ず持参又は郵送により提出してください。
- ②郵送される場合は、封筒の表面に「公共施設見学ツアー催行申込書在中」と朱書きしてください。  
※ 必要書類の到着後、総合窓口から申込受付を完了した旨、電話等により連絡させていただきま  
すので、平成30年3月16日（金）までに当該連絡がない場合には総合窓口までご連絡をお願い  
いたします。
- ③ 申告事項等に虚偽内容が含まれていた場合には、平成30年度の施設見学に関する権利を放棄し  
ていただきます。

## 5 施設選択会について

各見学施設の実施月に申し込みが重複した場合にのみ実施します。

その場合、応募された各社（以下、「応募者」という。）が実施できるツアーは、抽選により決める  
こととし、以下のとおり開催します。

- (1) 日時 平成30年 3月22日（火） 10:30から
- (2) 会場 北海道庁10階 A会議室
- (3) 抽選方法  
各施設の開催月毎の抽選とします。  
くじ引き等の順序は、施設選択会の受付順とします。
- (4) 施設選択会の実施の有無については3月19日に電子メールにてお知らせいたします。
- (5) 抽選が実施される場合に、遠方等の理由により抽選会への参加が難しい場合は、その旨を下記連  
絡先へ知らせるとともに、委任状を提出してください。当日は、職員が抽選を代行します。
- (6) 委任状の提出がなく、当日、施設選択会に欠席された会社は、不参加による辞退として扱います。

## 6 先着順受付について

「5」の施設選択会で応募のなかった催行枠については、以下のとおり、先着順で応募を受け付けま  
す。

- (1) 受付開始日時  
平成30年 4月10日（火） 10:00から
- (2) 先着順で応募を希望される場合は、総合窓口で直接電話でお申し込みください。  
なお、応募可能な施設については、施設選択会終了後準備が整い次第、北海道のホームページで公  
表します。  
●北海道ホームページURL  
→ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kks/infra/tour.htm>
- (3) 応募要件は「3」に準じます。また、催行申込に係る提出書類・提出方法等は「4」に準じま  
すが、このほか、様式-2の「催行希望施設申込書」を提出していただきます。また、資料提出期限  
等は個別に連絡させていただきますが、「5」の施設選択会に参加しているなど、既に所要の資料  
を提出いただいている場合には、「4」に係る書類の提出を省略することができます。
- (4) 実施状況については、協議中などにより反映されていない場合もございますのでご了承ください。

## 7 ツアーの企画について

- (1) 施設選択会又は先着順受付により、催行枠が決定した旅行会社等には、総合窓口から、ツアーの企画、打合せ方法等について連絡しますので、各施設担当者等とツアー実施日を含めた企画相談、打合せをお願いします。
- (2) 各施設の見学が可能な日及び時間は、原則として、平日の10時から16時までの間で、各施設見学時間を目安に実施となりますが、一部施設で例外もあるため、詳細については別紙-1「対象施設一覧表」及びホームページの各施設詳細情報をご覧ください(年末年始は受入を行っていません)。

また、「対象施設一覧表」の「事前見学」欄が「必須」となっている施設につきましては、参加者募集前に必ず見学していただきますので、ご注意ください。ただし、過去に当該施設を見学している場合は、この限りではありません。

なお、ご希望により事前に見学していただくことも可能ですので、事前見学を希望される場合は、総合窓口までご連絡ください。

- (3) 天候状況、災害(豪雨、豪雪、地震、津波等)の発生及び突発的なやむを得ない事由により、北海道が施設見学の実施ができないと判断した場合には施設見学を中止します。

また、施設見学の中止及び施設見学中に発生した事故等により、旅行会社等及びツアー参加者に何らかの損害が生じた場合については、旅行会社等の責任でご対応いただきます。

- (4) 日程調整ができれば、1つのツアーについて複数の施設を組み込むことも可能ですので、ご希望があれば総合窓口までご相談ください。
- (5) ツアー催行月の前々月20日まで(閉庁日に当たる場合は、その直前の平日まで)に、ツアーの企画概要(ツアー催行希望日を記載。旅行パンフレット(案)可。)について、総合窓口に提出してください(電子メール可)。郵送の場合は、封筒の表面に「企画概要書在中」と朱書きの上郵送してください。

※複数回受入を予定している対象施設について、催行希望日が重複する場合は調整させていただくことがあります。

- (6) 決定済みの催行枠について、何らかの事情によりツアーを企画することが困難となった場合は、(5)の期限までに、速やかに総合窓口まで企画辞退を申し出てください。
- (7) (6)等により催行枠に空きが生じた場合は、先着順受付の対象とします。

施設選択会に参加した全社宛てには、その旨をメールでお知らせします。当該催行枠に係る企画概要の提出期限については、適宜ご相談ください。

## 8 ツアー参加者の募集及びツアーの実施について

- (1) ツアーの催行に当たっては、北海道の担当部署等(建設政策課・各建設管理部等)との打合せ事項や、各施設ごとに定められた制限事項・注意事項等を遵守していただき、現地では北海道職員の指示に従っていただきます。
- (2) ツアーの実施状況等については、北海道のホームページにより随時紹介させていただきます。掲載内容、掲載方法等については、ツアーを催行する旅行会社等と個別にご相談させていただきます。

なお、ツアー参加者募集の際には、北海道のホームページから各社ホームページの当該ツアーの募集ページへのリンクを設定させていただきます。

## 9 アンケートの実施について

ツアーの主催者及び参加者全員を対象としたアンケート調査へのご協力をお願いいたします。

アンケート調査票には、主催者用（様式-3）と参加者用（様式-4）がありますので、ツアー催行後10日以内を目処に総合窓口まで持参又は郵送願います（参加者用のアンケート用紙は主催者で準備をおねがいします）。

また、ツアー催行後に主催者様へ、今後の参考といたく聞き取り等させていただく場合がありますがご協力をお願いします。

## 10 旅行会社等からのご提案について

本ホームページに記載している見学対象施設以外で、ツアーの開催を希望される施設等がありましたら、随時、総合窓口までご相談ください。施設の受け入れ可否等を含め、検討させていただきます。

## 11 総合窓口

総合窓口では、北海道におけるインフラツーリズムに関してのご相談もお受けいたしますので、お気軽にお問い合わせください。

【総合窓口及び関係書類郵送先】

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道建設部建設政策局建設政策課 建設政策グループ

電話：011-231-4111(内線29-664)

FAX：011-232-9162

E-mail：kensei.jigyoku@pref.hokkaido.lg.jp

## 12 その他

- (1) 平成30年度は、「北海道150年みらい事業」として実施しますので、ツアーの企画・催行に際してはロゴマーク等の表示をお願いいたします。
- (2) 「公共施設見学ツアー」に関する公的な資金援助はありません。
- (3) 対象施設内の見学については、北海道が無償で対応します。  
(北海道の職員が施設に関する説明や施設内の案内等をいたします)
- (4) 旅行代金につきましては、北海道の施設見学が無償であることを前提として、旅行会社等において設定してください。
- (5) 旅行会社において運行されるバスにつきましては、日本バス協会の認定を受けている優良バス会社の利用を推奨いたします。
- (6) 旅行商品に関わる後援、協賛、監修等の「北海道」「建設部」等の名義使用はできません。
- (7) その他定めのない事項については、北海道と旅行会社等との間で協議の上決定します。